

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会
食肉等の生食に関する調査会設置要綱

1. 目的

厚生労働省は、食肉等の生食は食中毒の危険性があることから基本的に避けるべきであると普及啓発に取り組んできたところであるが、生食用食肉（牛肉）及び牛肝臓に関する規格基準の策定後、今まで生食用として提供されていなかった食肉等が提供されている実態がある。

このため、現在食品衛生法に基づく規格基準の対象となっていない生食用食肉等について、どのようなリスク管理措置が必要か検討する必要性が生じている。

一方で、消費者の一部や関係業界からは、食肉等の生食が不可能となるような規制は厳しすぎるとの声もある。また、関係業界においてもリスク低減のための取組が進められており、その状況も踏まえた検討を行う必要がある。

これらを踏まえれば、生食用食肉等については、規格基準等について科学的見地から検討する必要があることに加えて、その前提として、消費者や関係業界の意見も踏まえながら、既存の規制手法のみならず、リスクの大きさに応じた様々な手法等について、幅広く検討を行うことが必要であることから、食肉等の生食に係る諸事項を検討することを目的として、食品衛生分科会規程第3条に基づき、乳肉水産食品部会（以下「部会」という。）の下に「食肉等の生食に関する調査会」を設置する。

2. 調査会の検討事項

- (1) 食肉等の種別ごとのハザード、リスク等の整理
- (2) 既存の規制手法以外の対応方策を含め、リスクの大きさに応じた対策の検討
- (3) その他、食肉等の生食に関する事項

3. 調査会の組織

- (1) 調査会の委員は、部会等の委員、臨時委員及び専門委員の中から分科会長が指名する委員をもって構成し、互選により座長を選出する。
- (2) 検討にあたっては、議題の内容等に応じて、座長の判断により他の委員又は参考人に出席を求めることができる。
- (3) 調査会における議論の進捗状況及び検討結果については、適宜、部会へ報告することとする。

4. 会議の公開

調査会の会議は「薬事・食品衛生審議会の公開について」に基づき、原則公開とする。

5. 事務局

調査会の事務は、医薬食品局食品安全部基準審査課が行う。

6. その他

この要綱に定めるもののほか、調査会の運営に関して重要な事項は、座長が定めることができる。